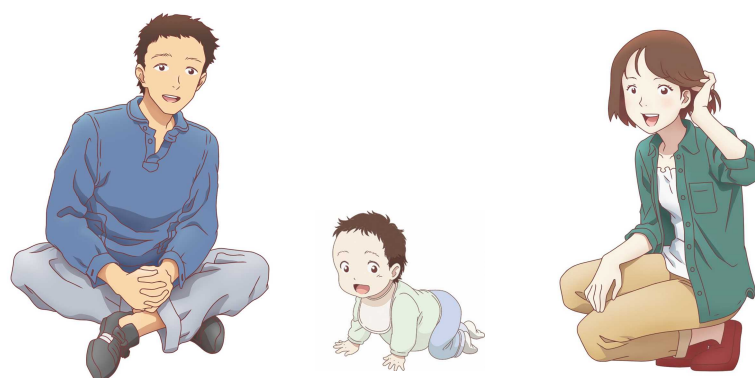


令和8年度 相生市保育施設のしおり



入所申込みの受付期間

一斉申込み (1次受付)

第一希望の保育所：令和7年11月7日（金）13：30～15：00
※受付日当日にお越しいただけない場合は、11月21日（金）までは各保育施設にて受け付けしておりますので各保育施設にご連絡ください。

一斉申込み (2次受付)

子育て元気課：令和7年12月1日（月）～令和8年2月13日（金）
（受付時間 平日 8：30～17：15）

随時申込み

子育て元気課：利用開始月の前々月の16日から前月の15日まで
（受付時間 平日 8：30～17：15） ※例外あり

相生市健康福祉部子育て元気課

電話 0791-22-7175

目次

■ 就学前の子どもを対象とした教育・保育施設について

1 相生市保育施設一覧表	1
2 保育所・認定こども園・幼稚園の違い	3
3 クラス年齢	3
4 教育・保育給付認定	4
5 保育時間と延長保育	4

■ 保育所の入所について

1 申込みから内定までの流れ	5
2 相生市民の方が相生市外の保育施設へ申込みをする場合	6
3 保育を必要とする事由、認定に必要な書類	7
4 提出書類	9
5 選考基準	10
6 その他入所に関すること	10
7 よくある質問	11
8 保育施設利用にかかる費用	16

■ 施設等利用給付認定について

1 施設等利用給付認定区分	21
2 必要書類	21
3 各利用料	22

■ その他の保育サービスについて

1 一時預かり	23
2 病後児保育	23

■ 市内各保育施設の情報について

24

就学前の子どもを対象とした教育・保育施設について

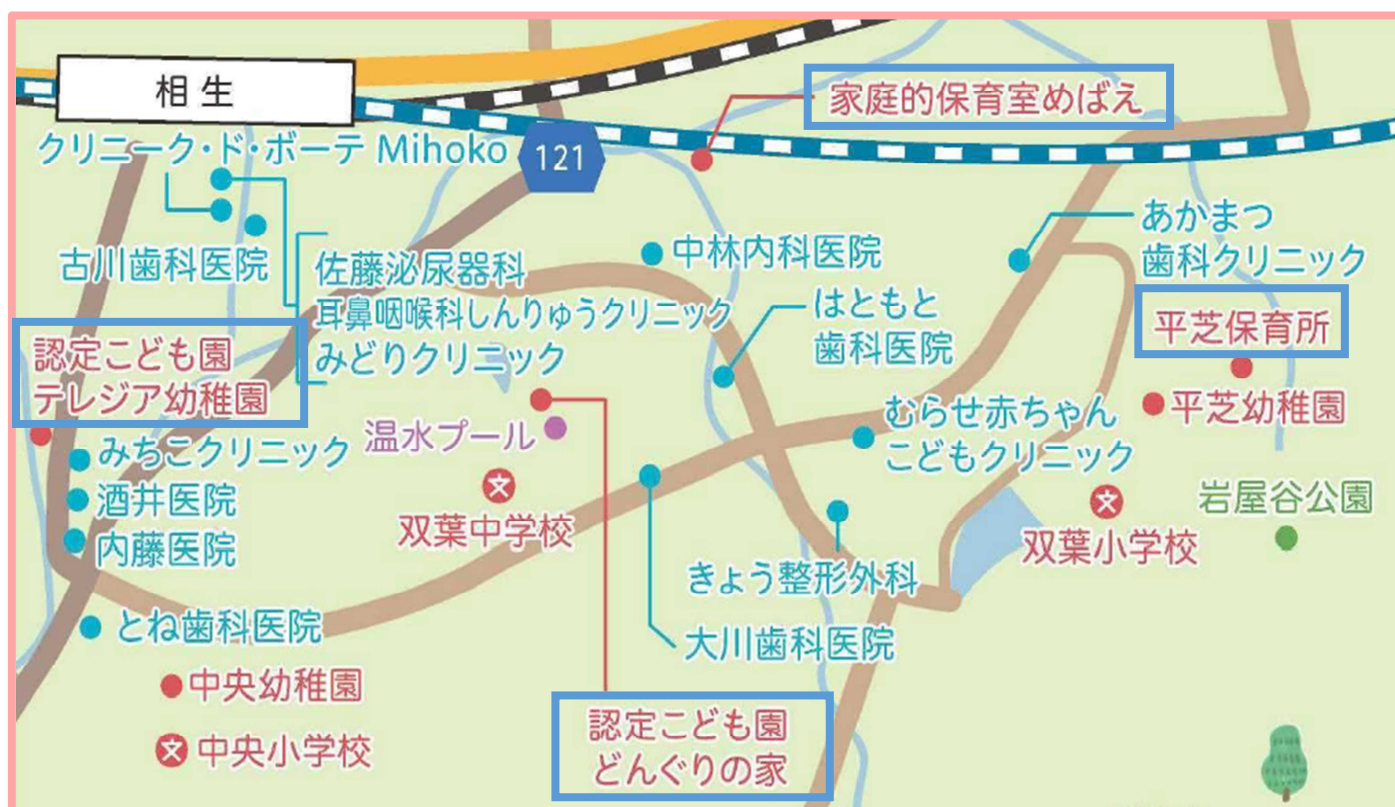
1 相生市保育施設一覽表（令和7年9月1日時点）

	保育施設名	所在地	電話番号	定員	対象年齢 (令和7年4月1日現在)
公立	相生保育所	汐見台2番地2	22-7135	70	0歳児(概ね6ヶ月)から5歳児
	平芝保育所	那波野一丁目6番13号	22-7137	70	
	矢野川保育所	汐見台2番地2	25-7122	55	
私立	八幡保育所	那波本町17番30号	22-1525	60	0歳児(概ね6ヶ月)から5歳児
	保育園 ゆりかごの家	大島町12番8号	22-0333	31	0歳児(概ね2ヶ月)から2歳児
	認定こども園 どんぐりの家	双葉一丁目4番3号	22-0708	101	0歳児(概ね2ヶ月)から5歳児
	認定こども園 テレジア幼稚園	栄町17番7号	23-5141	80	1歳児(満2歳)から5歳児
	家庭的保育室 めばえ	赤坂二丁目19番14号	23-7441	5	0歳児(概ね5ヶ月)から2歳児
	小規模保育 キッズサポート ひかりが丘保育園	ひかりが丘20番地1	23-1165	12	1歳児から2歳児

保育施設 MAP

＜相牛市 東部＞

※ 相生保育所・矢野川保育所は R3.4.1 から仮設園舎（R12.3 月末までの予定）へ移転しています。



<相生市 北部>



<相生市 南部・西部>



2 保育所・認定こども園・幼稚園の違い

保育施設とは、保護者が仕事・病気等の理由により家庭で児童の保育ができない場合、小学校に入学するまでの児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。相生市内には下記の施設があり、対象年齢や保育時間は施設により異なります。

施設	特色		休園日
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う施設	【3～5歳児】 ・朝から昼過ぎまでの教育	土・日・祝日 長期休暇（夏期休業等）
保育所	就労などのため家庭での保育ができない保護者に代わって保育する施設	【0～5歳児】 ・朝から夕方までの保育	日・祝日・年末年始等 施設が定める日
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を あわせ持ち、地域の子育て支援も 行う施設	【0～2歳児】 ・朝から夕方までの保育 【3～5歳児】 《幼稚園部分》 朝から昼過ぎまでの教育 《保育所部分》 朝から夕方までの保育	《幼稚園部分》 土・日・祝日 長期休暇（夏期休業等） 《保育所部分》 日・祝日・年末年始等 施設が定める日
小規模保育・ 家庭的保育室	少人数（19人以下）を対象に、 家庭的保育に近い雰囲気のもと、 きめ細かな保育を行う施設	【0～2歳児】 ・朝から夕方までの保育	日・祝日・年末年始等 施設が定める日

3 クラス年齢

保育所は、0～5歳児までの児童が対象です。認定こども園は、認定区分により対象年齢が異なります。
（1号認定は3～5歳児までの児童が対象、2・3号認定は0～5歳児までの児童が対象です。）

クラス年齢	児童の生年月日	認定区分
0歳児	2025.4.2（R7.4.2）～	3号
1歳児	2024.4.2（R6.4.2）～ 2025.4.1（R7.4.1）	3号
2歳児	2023.4.2（R5.4.2）～ 2024.4.1（R6.4.1）	3号（2号）
3歳児	2022.4.2（R4.4.2）～ 2023.4.1（R5.4.1）	1・2号
4歳児	2021.4.2（R3.4.2）～ 2022.4.1（R4.4.1）	1・2号
5歳児	2020.4.2（R2.4.2）～ 2021.4.1（R3.4.1）	1・2号

※ クラス年齢は令和8（2026）年4月1日時点です。

4 教育・保育給付認定

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。幼稚園・保育所・認定こども園等の施設を利用していただくためには、下記のいずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設				
		幼稚園	認定こども園 (幼稚園部分)	認定こども園 (保育所部分)	保育所	小規模保育・ 家庭的保育室
1号	満3歳以上で教育を希望する児童	○	○			
2号	満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童			○	○	○
3号	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童			○	○	○

- 令和元年10月から始まった幼児教育・保証の無償化に伴い新たな認定区分が追加されました。
詳しくは、21ページを参照してください。

5 保育時間と延長保育

保育施設の開所（園）時間は、月曜日～土曜日の7時から18時です。（ただし、日曜日、祝日、年末年始等の閉所（園）日があります。）そのうち、保育施設を利用できる時間には「保育標準時間（最大11時間）」と「保育短時間（最大8時間）」の2つの区分があり、保護者の仕事・通勤時間などの状況に対して必要な範囲で決定されます。

また、保育時間を超えて延長保育の利用を希望する場合、事前に利用施設に申請し、施設長の承認を受ける必要があります。



※ 延長保育 **A**、**B** ともに別途延長保育料が発生します。

- **A** は月額最大 3,000 円
- **B** は各保育施設によって異なりますので直接保育施設へお問い合わせください。

保育所の入所について

1 申込みから内定までの流れ

2026年4～6月入所希望の場合
転園も同じ日程で受け付けています

①入所の申請

- ・受付期間
【1次】令和7年11月7日（金）
※11月21日（金）までは各施設にて受付可能
【2次】令和7年12月1日（月）～令和8年2月13日（金）
（土・日・祝日を除く。）
※2次は欠員の募集となります。
- ・受付時間
【1次】受付日当日 13:30～15:00
当日以降 各保育施設にご確認ください。
【2次】平日8:30～17:15
- ・受付場所
【1次】第1希望の保育施設
※面接がありますので、入所予定のお子さまを連れてお越しください。
【2次】子育て元気課（福祉会館2階）
※保護者の方が、申請書を窓口に出してください。

②入所の調整

保育を必要とする事由等を総合的に判断し選考します。

- ・内定者に「施設利用調整結果通知」でお知らせします。
【1次】1月中旬ごろ
【2次】3月中旬ごろ
- ・第1希望以外で内定がでた場合のみ、面接
※面接時点では、入所の可否は未定です。
【1次】1月下旬を予定しております。（園により異なります。）
【2次】随時行います。
- ・希望保育施設に空きがない等、選考の結果入所できなかった方には、「保育所入所保留通知書」を郵送します。
【1次】1月中旬ごろ
【2次】3月中旬ごろ

③入所の決定

- ・正式な選考結果として、「入所承諾書」「認定証」等の入所に関する書類を郵送します。
【1次】2月下旬ごろ
【2次】3月中旬ごろ

注意

- ・転園を希望される場合は、現在利用中の施設を退所した上で、転園希望先の新規入所扱いとなります。転園希望先の受入状況によっては、入所できない場合があります。その際、以前利用していた施設に継続児童として戻ることはできませんので、あらかじめご了承の上、お申し込みをお願いします。
- ・入所前に、市外への転出や保育施設の入所の必要がなくなった場合には、必ず子育て元気課に連絡の上、「辞退届」を提出してください。
- ・市外の保育施設をご希望の場合は、6ページをご参照ください。

2026年7月～2027年3月入所希望の場合
転園も同じ日程で受け付けています

①入所の申請

- ・受付期間 入所を希望する月の前月の15日まで
(土・日・祝日の場合はその翌開庁日)
※下記の事由の場合は受付期間が異なります。
 - ・育休復帰……………3ヶ月前
 - ・妊娠・出産……………出産予定日の8週前の月の前月
- ・受付時間 平日8:30～17:15
- ・受付場所 子育て元気課(福祉会館2階)
※保護者の方が、申請書を窓口に出してください。

②入所の調整

- ・内定者には、毎月の締切日以降にお知らせします。
- ・内定後、保育施設との面接がありますので、保育施設にご連絡ください。
(面接時点では、入所の可否は未定です。)

③入所の決定

- ・正式な選考結果として、「入所承諾書」「認定証」等の入所に関する書類を毎月末までに郵送します。
- ・希望保育施設に空きがない等、選考の結果入所できなかった方には、「保育所入所保留通知書」を郵送します。

2 相生市民の方が相生市外の保育施設へ申込みをする場合

- ① 事前に希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課に締切日等をお問い合わせください。
※市区町村によって申込み受付期間や必要書類、選考基準等が異なります。
- ② 申込書類を相生市役所子育て元気課の窓口にご提出ください。

提出期限 ①で確認していただいた締切日の7～10日前
(③で書類を転送する期間が必要となるため。)

- ③ 相生市子育て元気課が、希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課に申込書類を転送します。
- ④ 希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課で入所選考が行われます。
- ⑤ 選考の結果は、相生市役所子育て元気課からお知らせします。
- ⑥ 相生市から転出予定の方は、入所内定の可否にかかわらず他市区町村へ転入手続きを済ませたら、転出先の市区町村で改めて入所申込みを行ってください。

3 保育を必要とする事由、認定に必要な書類

2・3号認定を受ける方は、下記の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由が変更になった場合は毎月20日までに変更届を、転職した場合は早めに就労証明書（転職先での3ヶ月の実績が記載されたもの）を提出してください。

保育を必要とする事由	保護者の状態		保育必要量※1	入所可能期間※2
就労	家庭内外で日常の家事以外の仕事をしている場合	月60～120時間未満※3	保育短時間	就労している期間
		月120時間以上	保育標準時間	
求職活動	就職活動を行っている場合		保育短時間	年度内で90日以内
育児休業※4	育児休業取得時に、すでに保育を利用して いる児童がいて継続利用が必要である場合		保育短時間	育児休業期間
妊娠・出産※5	妊娠中または出産後で休養が必要である 場合		保育標準時間	出産予定日の8週前の 月初日から出産日の 8週後の月末日まで
疾病・障害	病気や負傷、心身に障害がある場合		保育標準時間	療養を必要としなくな るまで
親族の 介護・看護	親族を常時介護、看護している場合		保育標準時間	介護・看護の必要がなくな るまで
災害復旧	火災、風水害、地震により、その住居や家財 に損害を受け、その復旧の間、児童を保育で きない場合		保育標準時間	必要な期間
就学	学生の場合（職業訓練校 等における職業訓練も 含む。）	月60～120 時間未満※3	保育短時間	就学している期間
		月120時間以上	保育標準時間	
その他	児童虐待やDVのおそれがある場合 その他市長が認める場合		保育標準時間	必要な期間

※1 保育必要量とは、「保育を必要とする事由」と保護者の状況に応じて必要とされる保育時間のことです。なお、「保育標準時間」に該当する場合でも希望により「保育短時間」の利用をすることが可能です。（利用者負担額はそれぞれ異なります。）

※2 入所可能期間に期限のあるものは、期限日をもって退所となります。「妊娠・出産」以外の事由で入所している場合で継続を希望する時は、期限月の20日までに保育を必要とする事由の変更申請が必要です。（「妊娠・出産」の場合は、継続入所はできません。）

※3 月の就労等の時間が120時間未満であっても、就労時間帯等の都合により施設が設定する「保育短時間」を超えて利用が必要な場合は、「保育標準時間」での申請が可能です。

※4 「育児休業」での新規の申込みはできません。

申請の際には、すべての必要書類をそろえてご提出ください。

必要書類の提出がない場合は、保育施設へ入所できる基準に該当しないものとして保育の実施を解除（退所）することになりますので、予めご承知ください。また、入所申込書等の記載内容と事実が異なる場合にも、保育の実施を解除することがありますので重ねてご承知ください。

保育を必要とする事由	必要書類	
就労※6	法人の従業員または自営業主（法人）	就労証明書（勤務先で証明を受けたもの）
	自営業主（個人）	就労証明書及び確定申告書※8
	自営業主（個人）の従業員※7	就労証明書及び働いていることがわかる書類※9
求職活動※7	- 就労予定申立書（求職方法を記載したもの） - 公共職業安定所（ハローワーク）から交付を受けている「受付票」	
育児休業	- 育児休業証明書（勤務先で証明されたもの） - 育児休業中の保育の実施申立書	
妊娠・出産※5	- 母子手帳の表紙及び出産予定日がわかるページ - 妊娠・出産申立書	
疾病・障害	- 疾病や傷害の内容や程度、療養の期間がわかる診断書※10や障害者手帳等 - 申立書	
親族の介護・看護	- 介護・看護を受ける親族がその必要があるとわかる診断書や障害者手帳等 - 申立書	
災害復旧	り災証明書	
就学	- 在学証明書、学生証、合格通知等 - 時間割表、カリキュラム等	
その他	状況によって異なるため、子育て元気課へ必要書類をご確認ください	

※5 「妊娠・出産」で入所した場合は期間終了後に退所となり、事由の変更はできません。

※6 育児休業からの復帰の場合は、復帰予定年月の3ヶ月前から「就労」で申請が可能です。

※7 「求職活動」が使えるのは、同年度に1回のみです。

※8 自営業主（個人）が親族以外の第三者の場合は、働いていることがわかる書類は不要です。
（就労証明書のみご提出ください。）

※9 開業したばかりで確定申告をしたことがない場合は、開業届、営業許可証、契約書または請求書等の写しを提出してください。

※10 働いていることがわかる書類とは、就労者の氏名が専従者欄に記載されている確定申告書、給与明細または勤怠管理表等の写しです。

※11 診断書は診断名、症状及び家庭での保育が困難な理由、期間の記載があれば様式は問いません。

4 提出書類

新しく申込みをされる方 全員 に提出していただく書類



注意

- ・就労証明書や診断書等は、保護者が追記したことが発覚した場合、その証明は無効となり、申込みができなくなることがあります。
- ・保育が必要なことを証明する書類は、保護者全員分のご提出が必要です。
- ・就労内定等でまだ勤務されていない場合は、4～6月の見込就労時間が記載された就労証明書を提出してください。(就労開始後に3ヶ月の実績が記載された就労証明書を再提出してください。)

- 保育所・小規模保育事業所・家庭的保育室は、幼児教育や集団生活を経験させること、友達をつくることのみを目的とする場合は利用できません。
- 入所前面談等を行った結果、保育することが困難と施設長が判断した場合、入所できないことがあります。
- 保育施設では、原則として薬をお預かりすることができません。
- 保育施設では、診断書（指示書）や検査結果など医師の具体的な指示に基づき、保護者と協議しながら可能な範囲でアレルギー食の対応（除去など）を行います。しかしながら、施設の人員体制や設備等の事情により対応が困難な場合には、家からお弁当をお持ちいただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 障害や発達の遅れなどにより、集団保育において支援や配慮が必要な場合には、必ず申込時にお申し出ください。なお、症状や程度によっては施設の人員体制や設備等の事情により対応が困難な場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 災害や感染症等の流行等により児童の安全が確保できないと施設長が判断した場合には、休園措置等を取る場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 入所当初の長時間保育は、子どもにとって心身ともに大きな負担になります。そのため保育施設では、入所後、概ね1週間程度は保育時間を通常よりも短くする「ならし保育」を行い、徐々に保育環境への適応を図ります。詳しくは直接保育施設へお問い合わせください。ならし保育の期間は、保護者自身にて就労時間を調整する等の対応をしていただく必要があります。

5 選考基準

選考基準として、保護者の保育を必要とする理由に利用調整基準表（基準指数）に基づき、父母それぞれの点数を算出し合計点数により優先度の高い家庭から案内を行っています。さらに、ひとり親・育児休業明け・きょうだい等の要件により加算があります。同点の場合の記載については、市内在住者・虐待等のおそれがある世帯などを優先しご案内いたします。

$$\text{選考基準} = \text{基準指数} + \text{調整指数}$$

基準要件
就労時間が 60 時間以上
妊娠・出産
保護者の疾病・障害
親族の介護・看護
求職活動
就学

調整要件
ひとり親
育児休業明け
きょうだいが入所している施設を希望
きょうだいと同時に同一の施設を希望

※基本的な要件を記載しています。

6 その他入所に関すること

（１）保育施設の入退所日

4月入所	入所式については後日保育施設よりご案内します。 ※通常保育は翌日からになります。
年度途中入所	入所希望月の1日から ※原則1日付けの入所となります。 ※利用者負担額の日割り計算はできません。
退所日	各月末となります。

（２）各種変更手続き

手続きの締切日		変更が必要な月の前月20日 (土・日・祝日の場合はその翌開庁日)
必要書類	就労→育休	育休休業証明書（会社等にて証明されたもの） 育児休業中の保育の実施申立書
	育休→就労	復職証明書（会社等にて証明されたもの）
	求職→就労	就労証明書（内定含む。）

- 就職先が変わった場合は、新しい勤務先の就労証明書を提出してください。
- 就労内定で入所した場合は就労後3ヶ月の就労実績が記載された就労証明書を再度提出ください。
- 家族の状況等に変更があった場合は、子育て元気課にご相談ください。

7 よくある質問

Q1 保育施設の入所は先着順で決まりますか？

入所内定については抽選や先着順ではありません。申込み人数が定員を超えた場合は、保護者の保育の必要性や家庭状況を点数化し、点数が高い方から順番に入所選考（利用調整）を行います。

申込み人数が定員を超えた場合や欠員がない場合は、ご希望通りの施設に入所できません。

Q2 希望園を1つに絞ったほうが優先されますか？

選考基準として保護者の保育を必要とする事由から利用調整基準表に基づきポイント付けを行い、優先度の高い方から順番に案内をします。そのため、保育施設を1つに絞ることによって優先度が高くなることはありません。

また、その他の園も希望すると申請されている方で、第1希望～第5希望までに内定が出なかった場合は、ご希望されている保育施設以外に空きが出た時も優先度の高い順番に案内を行います。

Q3 利用保留だった場合、新たに申込みは必要ですか？

令和7年度の利用申込みは、妊娠・出産で申込みしている場合を除き、令和8年3月末まで有効なため、令和7年度分としての再提出はありません。

ただし、令和8年度分に関しては、保育施設利用者も待機者も必ず利用申込みが必要となりますので、各申込み期限までに忘れずにお申し込みをお願いいたします。

Q4 きょうだい同時の申込で、別々の施設になることはありますか？

施設では年齢によって利用枠数や申込者数が異なり、利用選考基準に基づく優先度の高い方から利用決定となるため、きょうだいでも別々の施設になることもあります。

また、調整の結果、上のお子さまだけが入所、下のお子さまが待機になった場合は、保護者が入所予定月の月末までに復職しなければ、上のお子さまは退所となります。

Q5 年度途中からの利用を希望しています。8月から仕事が決まっており、8月からの利用を希望ですが就労での申込みはできますか？（1号認定を除く。）

8月からの利用希望については申込み受付期間（6月16日～7月15日）までに申込みを行ってください。就労証明書等は採用予定でも受け付けておりますので就労での申込みも可能です。採用予定の場合、就労証明書の勤務時間欄については3ヶ月分の見込時間が記入されたものを提出してください。
（就労開始後に3ヶ月の実績が記載された就労証明書を再提出してください。）

Q6 4月1日利用希望の場合には、いつの就労実績が基準ですか？
（一号認定を除く。）

申込み時に提出された証明書の直近3ヶ月の就労実績が基準となります。
（例）令和8年4月利用申込みについて、受付期日が令和7年11月中となるため勤務先が証明できる直近の実績3ヶ月分（令和7年8月分～10月分）となります。10月分の実績が出ない場合は、令和7年7月分～9月分を記入したものを提出してください。

Q7 これから出産するのですが、出産前に申込みはできますか？

出産前のお子さまについての申込みは受け付けておりません。出生後、保育施設の受入可能月数をご確認の上、申込みください。

ただし、すでにお上の子さまがいて、妊娠・出産に伴い、お上の子さまについて申し込む場合は、出産予定日の8週前の月初日から出産日の8週後の月末日までの入所期間でお申込みが可能です。

Q8 内定を取り下げた場合、今後の調整で減点されますか？

内定を取り下げたからといって減点はされませんが、毎月調整できる人数には変動があり、翌月にまた内定がでるとは限りません。

また、毎月新しい方が申込みを行うため、その方々の優先度が高ければ結果的に利用待ちの順番が下がることもあります。

Q9 転園はできますか？

転園の申込みが必要です。ただし、今通っている保育施設に属したままでの申込みはできないため、一旦退所してからの申込みとなります。

そのため、新規申込みの児童と同等の選考となり、選考の結果、転園先を利用できない場合は待機となります。

また、利用調整の結果、希望保育施設に空きがない場合も、今通っている保育施設に戻ることはできません。

Q10 相生市に住所がありますが、市外の保育施設に申込みはできますか？

申込みは可能ですが、申込みには勤務地等の要件が必要な場合があります。

保育所の空きがあるか、市外の受入れをしているか、いつまでに手続きをする必要があるか等を希望施設所在地の市区町村に確認の上、子育て元気課にて申込みの手続きをしてください。

Q11 市外に住所がありますが、相生市の保育施設に申込みはできますか？

申込みは可能です。市外からの申込みについては、住民票のある市区町村への申込みとなります。そのため、お住まいの市区町村の保育担当課に市外への申込みが可能かどうかご確認ください。

申込みについては、相生市の受付締切に合わせて手続きを行ってください。必要書類に関しては、8ページを参照してください。

また、相生市に転入予定の方は、転入予定の事実が確認できる不動産売買契約書や賃貸契約書の写し等を併せて提出してください。

(相生市に転入後、再度、相生市の窓口で申込み手続きが必要です。)

Q12 仕事を辞めました。保育施設は退所しなければいけませんか？

仕事を辞めたことで、保育を必要とする事由に当てはまらなくなった場合は、退所となります。ただし、新しい仕事を探される場合は、「求職活動」に事由の変更をすることで、仕事を辞めた日から90日間は継続して入所することができます。

90日以内に新しい仕事に就いて、就労証明書と変更届を提出してください。提出ができない場合は、90日を過ぎた月の月末で退所となります。

※「求職活動」が使えるのは、同一年度に1回のみです。

Q13 就労で入所していましたが、妊娠したので退職しました。
何か手続は必要ですか？

妊娠により退職された場合は、保育を必要とする事由が「妊娠・出産」に変更となります。また、入所可能期間の終了後は退所となります。

Q14 上の子が保育施設利用中です。下の子の育児休業を取得した場合は、上の子は保育施設を退所しなければいけないですか？

利用期間については、最長、育児休業取得対象の子ども（下のお子さま）が満一歳に達する日の月末まで現在利用中の子ども（上のお子さま）は継続利用できます。

また、育児休業を取得した場合は、保育を必要とする事由を「就労」から「育児休業」に変更する手続がありますので、子育て元気課までお申し出ください。

※下のお子さまの満1歳の誕生日までに、下のお子さまの保育利用が決まらなかったためやむを得ず育児休業を延長した場合は、延長後の就労証明書の再提出により継続利用できます。（下のお子さまの利用申込の遅れ等の場合を除く。）

Q15 育児休業中に保育を利用していましたが、仕事復帰の際に手続きは必要ですか？

保育を必要とする事由を「育児休業」から「就労」に変更する手続きのため、仕事に復帰する月の前月20日までに変更届と復職証明書の提出が必要です。

Q16 公立と私立で保育料は違いますか？

公立と私立の保育施設の通常保育にかかる保育料は同じですが、入園時の諸経費や、毎月または特定月に発生する諸費用は、施設により異なります。詳しくは、ご希望の保育施設までお問い合わせください。



Q17 欠席した場合も利用者負担額（保育料）はかかりますか？

通所の有無にかかわらず、利用者負担額（保育料）は全額納付していただきます。
また、正当な理由なく1ヶ月を超えて休んだ場合は退所となります。

（※ご事情により返還する場合もございますので、ご相談ください。）

Q18 年度途中で3歳になった場合、保育料は無償になりますか？

保育料は、4月1日時点の年齢を基準とするため、年度途中で無償化の対象にはなりません。ただし、課税年度の変更に伴い、9月分からの保育料が変わる可能性があります。

Q19 ひとり親家庭の保育料は、必ず無料になりますか？

ひとり親家庭の場合も、世帯の課税状況に応じて保育料を算定しますので、住民税課税世帯については有料となります。ただし、ひとり親家庭等であれば、所得に応じて保育料が減額されることもあります。

Q20 保護者が単身赴任している場合も、市民税所得割課税額は合算されますか？

合算されます。前年に海外赴任をされていたなどで、市町村民税が課税されていなかった場合は、収入の見込みで算出した市町村民税所得割課税額で保育料を算定します。

Q21 保育料はどのように算定されますか？

保育料は児童の年齢（4月1日時点）と認定区分により異なります。保育料の算定については、保育施設等を利用する児童の父母の市民税所得割課税額の合算額によって決定します。詳しくは8ページを参照してください。

8 保育施設利用に係る費用

(1) 保育料（0歳～2歳児）

＊3歳児以上の保育料は令和元年10月以降は無償となっています。

保育料は、児童を保育施設で保育するために要する費用の一部を保護者に負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて住民税額により決定することになっています。算定基準は以下のとおりです。他市に住民票がある方は、その市町村が保育料を決定しますので、お住まいの市町村にご確認ください。

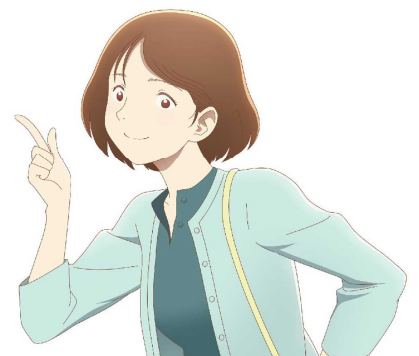
保育料	算定方法
令和8年4月～8月分	令和7年度市民税所得割課税額で算定
令和8年9月～令和9年3月分	令和8年度市民税所得割課税額で算定

- 当該年度の市民税所得割課税額は、前年1月～12月の収入状況に基づき決定されます。
- 相生市で当該年度の市民税所得割課税額が把握できる方は、原則、提出していただく書類はありません。税の申告をされていない方のみ、税務署または課税課市民税担当係において、所得や控除等の状況がわかるように申告していただき、申告書の控えの写しをご提出ください。
- 祖父母等が入所児童と同居している場合は、祖父母等の市民税所得割課税額により利用者負担額が決まることがあります。
- 市民税所得割課税額については、住宅取得等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除等は適用しません。（ただし、調整控除は除く。）

(2) その他の費用

保育施設によっては、制服や帽子などの費用（実費徴収）や特色のある保育のための費用（上乗せ徴収）が別途必要な場合があります。詳細は各保育施設までお問い合わせください。

課税年度の変更に伴い、9月分から保育料が変わる可能性があります。
詳細な金額については、次のページをご確認ください。



《保育料基準表》

各月初日における満3歳未満保育認定子どもの 属する世帯の階層区分			保育料（月額）	
階層区分	定 義		満3歳未満※ ¹	
			標準時間	短時間
A	生活保護世帯		0 円	0 円
B	市民税非課税世帯		0 円	0 円
C	均等割額のみ	ひとり親世帯等※ ²	6,000 円	6,000 円
		上記以外の世帯	15,000 円	14,700 円
D1	48,600 円未満	ひとり親世帯等※ ²	6,000 円	6,000 円
		上記以外の世帯	18,000 円	17,700 円
D2	48,600 円以上 72,800 円未満	ひとり親世帯等※ ²	6,000 円	6,000 円
		上記以外の世帯	23,000 円	22,600 円
D3	72,800 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等※ ²	6,000 円	6,000 円
		上記以外の世帯	28,000 円	27,500 円
	77,101 円以上 97,000 円未満		28,000 円	27,500 円
D4	97,000 円以上 133,000 円未満		38,000 円	37,400 円
D5	133,000 円以上 169,000 円未満		42,000 円	41,300 円
D6	169,000 円以上 301,000 円未満		55,000 円	54,000 円
D7	301,000 円以上 397,000 円未満		66,000 円	64,900 円
D8	397,000 円以上		78,000 円	76,700 円

- ※1 年度途中で満3歳になられた場合でも、その年度内は、引き続き満3歳未満の保育料が適用されます。
- ※2 「ひとり親世帯等」とは、母子世帯または父子世帯、在宅の障がい児（者）のいる世帯、生活に困窮している世帯をいいます。
- ※3 再婚、離婚等により利用者負担額の算定対象者が変わる場合は、事実の生じた翌月から利用者負担額が変更になる場合がありますので、該当する場合は、すみやかに子育て元気課まで届け出てください。
- ※4 利用者負担額は対象年の市民税所得割課税額に基づき算定を行っているため、内容に変更や誤りがあった場合は、利用者負担額を変更し、差額分について請求や返金となることがあります。

(3) 給食費

0～2 歳児は、保育料の中に主食費（ごはん）、副食費（おかず、おやつ）が含まれています。給食費は幼児教育・保育の無償化の対象ではないので、3～5 歳児は主食費と副食費が必要となります。

ただし、副食費は所得や保育所等に入所されているお子さまの人数などによって免除されることがあります。また、免除に該当しない場合、相生市では子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、副食費の一部を補助する助成制度（相生市独自事業）があります。

なお、主食費・副食費はまとめて施設が徴収します。お支払方法については、施設へお問い合わせください。

【副食費が免除となる場合】 … 手続きは必要ありません。

世帯年収	第1子	第2子	第3子
年収 360 万円未満相当	免除	免除	免除
年収 360 万円以上相当	保護者負担		免除

※ 0 歳から小学校入学前までで保育所等に入所している子どもをカウントします。

【副食費の補助がある場合】 … 該当者に申請書を郵送します。

対象者	減免額	本人負担額
免除の対象外の方	2,000 円	2,500 円（市内保育施設） ※ 市外の場合は金額が異なります。

(4) 多子世帯にかかる保育料軽減の適用

■ 対象となる世帯及び適用内容

次の①、②、③のいずれかに該当する世帯の場合、保育料が軽減されます。住民票により確認させていただきますので、原則申請は不要です。ただし、入所児童とは別居であるものの、生計を一にする兄弟がいる場合には、子育て元気課までお問い合わせください。（勤務、就学、療養等の都合上別居している場合で、生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合に該当します。）

① ひとり親世帯

母子・父子世帯、障がい者もしくは障がい児と生計を一にする世帯または生活保護法に定める保護基準に準じる世帯で、世帯の市町村民税所得割額の合計額が 77,101 円未満の世帯の保育料について、第2子以降は無料となります。

② 市町村民税所得割額の合計額が 57,700 円未満の多子世帯

市町村民税所得割額の合計額が 57,700 円未満の世帯の保育料について、第1子は全額負担、第2子は半額負担、第3子以降は無料となります。

③ 市町村民税所得割額の合計額が 57,700 円以上の多子世帯

市町村民税所得割額の合計額が 57,700 円以上の世帯の保育料について、小学校就学前で、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業所等（認可外の保育施設を除く。）を利用している範囲において、最年長の子どもは全額負担、2番目の子どもは半額負担、3番目以降の子どもは無料となります。

(5) お支払方法

保育所の保育料は、相生市指定の金融機関において、下記のいずれかの方法で毎月お支払いください。
認定こども園、家庭的保育室、小規模保育施設の保育料は、施設にお支払いください。また、納付方法については、施設に直接お問い合わせください。

【納期限】 毎月末（金融機関の休業日の場合は翌営業日）
※12月のみ25日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）となります

- 口座振替 … 入所および利用者負担額が決定した場合、「相生市保育所保育料預金口座振替依頼書」を郵送しますので、相生市指定の金融機関窓口にて金融機関で口座の確認を受けたあと、子育て元気課に市福祉事務所提出分を提出してください。
- ※ 口座振替の手続きには、1～2ヶ月かかります。手続き完了までの間は、納付書でのお支払いとなります。
- ※ ゆうちょ銀行の場合は、「自動払込利用申込書」に記入の上、直接ゆうちょ銀行へ提出してください。
- ※ 口座の変更や解約をされる場合は、子育て元気課までご連絡ください。
- 納付書 … 送付する納付書で、市役所本庁1階の指定金融機関派出所または相生市指定の金融機関の窓口にて納付してください。（コンビニエンスストアや電子決済は使用できません。）

《相生市指定の金融機関》

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・みなと銀行（本店・各支店） | ・兵庫西農業協同組合（本店・各支店） |
| ・播州信用金庫（相生支店） | ・相生市農業協同組合（本店） |
| ・姫路信用金庫（本店・各支店） | ・近畿労働金庫（相生支店） |
| ・兵庫信用金庫（本店・各支店） | ・ゆうちょ銀行 |
| ・西兵庫信用金庫（本店・各支店） | |

※納付書の場合、播州信用金庫と近畿労働金庫の各支店での納付は可能ですが、ゆうちょ銀行では納付できません。

便利な口座振替での納付をお勧めします！！

注意

保育料を滞納されますと、納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。相生市では、公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、保育料が未納の世帯に対して自宅・就労先への電話催告・訪問催告、滞納処分（預貯金や給与等の差押等）を行っています。

何らかの事情で保育料を納付できない場合は、分割納付や児童手当からの充当等のご相談に応じますので、相生市子育て元気課までご連絡ください。

（６）実費徴収にかかる補足給付制度

生活保護世帯および市町村民税非課税世帯の方を対象に、制服や帽子などの費用（実費徴収）の一部を補助します。対象となる実費は教材費・行事費等です。

また、手続きについては、対象者の方に相生市から書類を郵送しますので、指定期日までに子育て元気課にご提出ください。

《補助額》 1人当たり 2,500 円上限／月額

《補助対象となるものの例》

制服・体操服、ノート・絵本、おむつ、かばん、シール帳・連絡帳、名札、ふとんリース代、絵の具、カスタネット、卒業アルバム、共済保険

《補助対象とならないものの例》

写真、DVD、PTA 会費、英語レッスン料、延長保育料

（７）ひょうご保育料軽減事業

子育てしやすい環境づくりを推進するため、子どもの保育料の一部を助成します。

■ 対象となる世帯

次の①～④のすべてに該当する世帯の場合、保育料の一部を助成します。

- ①子どもおよび保護者が相生市に住所を有していること。
- ②子どもが対象施設または事業を利用していること。
- ③子どもが保育料算定にあたり「第2子」または「第3子以降」であるとして、前項（５）の多子世帯にかかる保育料軽減のいずれかが適用されていないこと。
- ④対象の子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が４月から８月までの間である場合にあっては、その前年度）の市町村民税所得割額の合算額※が２・３号認定子どものうち、第１子においては 57,700 円未満、第２子以降においては 155,000 円未満（ひとり親世帯等においては 169,000 円未満）であること。

※ 市民税所得割課税額については、住宅取得等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除等は適用しません。ただし、調整控除は適用され、定額減額は控除されます。

■ 対象となる世帯

対象の子ども１人につき、月額 5,000 円を超える保育料に対して助成します。ただし、保育料の 1／2 と補助基準額（第１子 10,000 円、第２子以降 15,000 円）の低い方を上限とします。

■ 手続きの方法

対象者の方には、相生市から書類を郵送しますので、指定期日までに子育て元気課にご提出ください。

施設等利用給付認定について

1 施設等利用給付認定区分

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、保育所・認定こども園を利用していただくための従来の認定は「教育・保育給付認定」となり、新たに認可外保育施設等を利用し、無償化の対象となるための「施設等利用給付認定」が創設されました。

施設等利用給付認定の認定区分については、下記のとおりです。

※ 施設等利用給付認定に保育必要量の区分はありません。

施設等利用給付 認定区分	対象となる児童	対象施設・事業
新1号	満3歳以上で、教育を希望する児童	新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校等
新2号	3～5歳児で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する児童	認可外保育施設、一時預かり事業（幼稚園型・一般型）、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業
新3号	0～2歳児で、「保育を必要とする事由」に該当する市民税非課税世帯のうち、保育を希望する児童	

- 保護者が「保育を必要とする事由」に該当しない場合の上記の利用料については、無償化の対象外となります。「保育を必要とする事由」については、7ページを参照してください。

2 必要書類

施設・事業名	必要書類
一時預かり事業（幼稚園型）	・ 給付認定申請書 ・ 「保育を必要とする」ことを証明する書類
認可外保育施設等利用料 （認可外保育施設、一時預かり事業（一般型）、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の利用料）	

- 必要書類は、相生市子育て元気課で配布しています。
- 無償化の対象となるには、利用する月の前月末までに必要書類を提出し、施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受ける必要があります。

3 各利用料

(1) 一時預かり事業（幼稚園型）

「保育を必要とする事由」に該当する場合、預かり保育利用料が、新2号認定子どもは月額11,300円まで、新3号認定子どもは月額16,300円まで無償となります。

- 新3号認定子ども（0～2歳児）は、市民税非課税世帯のみが対象です。
- 「保育を必要とする事由」に該当しない場合でも利用できますが、有償での利用です。
- 1号認定子どもの登園しない日や、登園時間以外に利用した場合、預かり保育利用料がかかります。（1号認定子どもは、夏季休業等の長期休暇があります。）

(2) 認可外保育施設等利用料

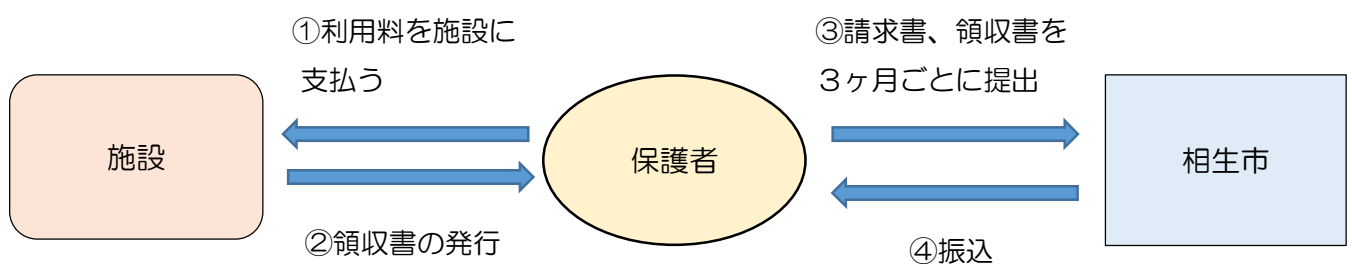
認可外保育施設等利用料が、新2号認定子どもは月額37,000円まで、新3号認定子どもは月額42,000円まで無償となります。

保育所・認定こども園等を利用していない児童が対象となります。

- 新3号認定子ども（0～2歳児）は、市民税非課税世帯のみが対象です。
- 市外の認可外保育施設等を利用する方も、相生市子育て元気課へ申請手続きをしてください。
- 認可外保育施設は、県への届出および市への確認申請を行っている施設が対象となります。施設から県への届出および市への確認申請がない場合、保護者が無償化の要件を満たしていても、無償化の対象外となります。

(3) 手続きの方法

（例：4～6月分を7月に請求）



その他の保育サービスについて

1 一時預かり

保護者の方が短時間勤務、冠婚葬祭、病気等のために一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の負担軽減のための支援が必要となる場合に、就学前の子どもを市内の保育施設で一時的にお預かりする制度です。

保育施設へ空き状況をご確認の上、利用料・申込みについては直接各保育施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号
相生保育所	汐見台2番地2	22-7135
平芝保育所	那波野一丁目6番13号	22-7137
矢野川保育所	汐見台2番地2	25-7122
八幡保育所	那波本町17番30号	22-1525
保育園 ゆりかごの家	大島町12番8号	22-0333
認定こども園 どんぐりの家	双葉一丁目4番3号	22-0708
家庭的保育室 めばえ	赤坂二丁目19番14号	23-7441

※対象年齢等は保育施設により異なります。

- 初めてご利用になる場合、事前に面接が必要となります。
- 保育施設の受入状況等の理由によりお預かりできないことがあります。

2 病後児保育

病気やけがにより保育所などの集団保育に参加できない児童（生後3ヶ月～小学校6年生）を保護者によって施設で預かります。利用方法や利用料金等については、施設へ直接お問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号
保育園 ゆりかごの家	大島町12番8号	22-0333

市内各保育施設の情報について

1 保育所・保育園

- 相生保育所
- 平芝保育所
- 矢野川保育所
- 八幡保育所
- 保育園ゆりかごの家

2 認定こども園

- 幼保連携型認定こども園どんぐりの家
- 幼稚園型認定こども園テレジア幼稚園

3 小規模保育事業所

- 小規模保育施設キッズサポートひかりが丘保育園
- 家庭的保育室めばえ

